

## 青森圏域連携中枢都市圏市町村長会議規約(案)

## (名称)

第1条 本会は、青森圏域連携中枢都市圏市町村長会議（以下「市町村長会議」という。）と称する。

## (目的)

第2条 市町村長会議は、青森圏域連携中枢都市圏の構成市町村において締結された連携中枢都市圏の形成に係る連携協約書第5条の規定に基づき、青森圏域連携中枢都市圏ビジョンに掲げる取組等について連絡調整等を行うことにより、圏域に有する地域資源を活かしながら、圏域の住民はもちろんのこと、圏域外の住民にとっても魅力ある、将来にわたって持続可能で発展する圏域「うみ・まち・ひとを絆で結ぶ青森圏域」を目指すことを目的とする。

## (構成員)

第3条 市町村長会議は、青森市長、平内町長、今別町長、外ヶ浜町長及び蓬田村長をもって構成する。

## (所掌事務)

第4条 市町村長会議は、次に掲げる事項について協議し、又は調整する。

- (1) 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に関する事項
- (2) 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの具体的取組の推進に関する事項
- (3) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事項

## (議長)

第5条 市町村長会議に議長を置く。

- 2 議長は、青森市長をもって充てる。
- 3 議長に事故があるときまたは議長が欠けたときは、議長があらかじめ指定した構成員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 市町村長会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じ、第3条で規定する者以外の者を市町村長会議に出席させ、意見を求めることができる。

## (事務局)

第7条 事務局は、青森市企画部企画調整課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、市町村長会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年〇月〇日から施行する。